

# やすらぎ淡海の家供給事業費補助金交付要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第32号）による改正前的高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「旧法」という。）、高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成23年政令第237号）による改正前的高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令（平成13年政令第250号。以下「旧令」という。）、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成23年8月12日国土交通省令第64号）による改正前的高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第115号。以下「旧規則」という。）、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成17年法律第79号。）および地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行規則（平成17年国土交通省令第80号）に基づき、滋賀県内においてやすらぎ淡海の家を供給する者に対して補助事業を実施する市町に対し、予算の範囲内でやすらぎ淡海の家供給事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「交付規則」という。）に定めるほか、この要領の定めるところによる。

## (補助対象)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、やすらぎ淡海の家認定事業者による家賃の減額に対して市町が実施する補助事業とする。

2 補助金の対象となるやすらぎ淡海の家は、別に定める「やすらぎ淡海の家供給計画認定基準」、「やすらぎ淡海の家整備基準」に適合するもののほか、既存の住宅等の改良によるものにあっては、耐力、耐火性能、耐用年数等を勘案して、整備後概ね20年以上使用が可能なものでなければならない。

## (やすらぎ淡海の家の家賃減額に係る補助金の額)

第3条 やすらぎ淡海の家の家賃減額に係る補助金の額は、旧法第31条第7号および第42条第1項の規定に従い認定事業者が供給計画で定めた家賃と、旧令第2条に規定する国土交通大臣が定める算定の方法（平成13年国土交通省告示第1295号）に基づき算定される額（入居者負担基準額）との差額に管理月数を乗じた額に関し、市町が認定事業者に対し補助する額から国の補助金を除いた額に2分の1を乗

じた額（市町が家賃対策を実施するやすらぎ淡海の家の管理月数を合計した月数に1万円を乗じた額と国庫補助金額に2分の1を乗じた額のいずれか小さい方を超える場合は当該額）以内とする。

2 前項の補助金の額については、千円単位の額となるものとし、端数は切り捨てるものとする。

3 旧規則第34条の規定による知事が定める所得の基準は、214,000円とする。

4 家賃減額に係る補助金の交付の期間は、認定事業者がやすらぎ淡海の家を管理する期間とし、管理期間が20年を超える場合にあっては、交付の期間を20年とする。

（交付申請）

第4条 前条に規定する補助金について市町長は、国への交付申請に併せて、別記様式第1号により、知事に対して補助金交付申請書を提出するものとする。

（実績報告）

第5条 第3条に規定する補助金について市町長は、補助事業が完了したときは、別記様式第2号により、知事に対して補助事業完了実績報告書を提出しなければならない。

（電子情報処理組織による申請等）

第6条 対象市町の長は、第4条の規定に基づく交付申請または前条の規定に基づく実績報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

（標準事務処理期間）

第7条 交付規則第6条の規定による補助金等の交付決定の通知は、第4条の規定に基づく交付申請の、交付規則第13条の規定による補助金の額の確定の通知は第5条の規定に基づく実績報告の提出があった日からそれぞれ30日以内に行うものとする。

（その他）

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成12年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年9月4日から施行する。

- 1 前項の規定による施行日までに供給計画の認定を受けたやすらぎ淡海の家については、従前の規程の適用を受けることができる。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年10月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。